

令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会会議録

鎌ヶ谷市農業委員会会長浅海博行は、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を鎌ヶ谷市役所地下1階団体研修室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 日 時 令和4年10月6日(木) 午後4時00分

2 農業委員

出席委員 11名

- | | | |
|--------------|--------------|-------------|
| 1. 鈴木 有光 委員 | 2. 奥山 喜和子 委員 | 3. 古川 和昭 委員 |
| 4. 浅海 博行 委員 | 5. 川村 誠司 委員 | 6. 石原 和弘 委員 |
| 7. 板橋 睦男 委員 | 8. 熊谷 弘和 委員 | 9. 時田 将 委員 |
| 10. 山田 芳裕 委員 | 11. 石井 正美 委員 | |

農地利用最適化推進委員

出席委員 5名

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 大野 辰夫 委員 | 濱田 光一 委員 | 澁谷 好治 委員 |
| 大山 貴 委員 | 飯田 展久 委員 | |

3 事務局出席者

出席職員 3名

- 事務局 長 小松崎 佳之
事務局次長 小川 史江
主 査 補 山田 亮

4 会議日程

- ・議事録署名委員の指名について
- ・議事

- | | |
|----------------------------------|----|
| 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について | 2件 |
| 議案第2号 農用地利用集積計画について | 1件 |
| 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について | 3件 |
| 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について | 8件 |
| 報告第3号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について | 3件 |

5 開 会 午後4時00分

浅海 議長 ただいまの出席委員は農業委員が11名で、推進委員は5名です。定足数に達しておりますので、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

浅海 議長 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に、

9番、時田 将委員、

10番、山田 芳裕委員を指名いたします。

浅海 議長 お諮りいたします。
議案第1号より逐次審議することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声多数あり）

浅海 議長 ご異議なしと認め、議案第1号より逐次審議いたします。
今回の現地調査班は2班です。
山田芳裕班長より総括報告をお願いいたします。

山田 班長 議長
浅海 議長 10番、山田芳裕班長
山田 班長 2班の現地調査の報告をいたします。
9月29日午後2時に事務局に集合し、申請内容等の説明を受けた後、
班員4名、浅海会長、時田会長職務代理者、事務局職員2名と共に現地調査を実施しました。
提出された案件は、農地法第3条の規定による許可申請について2件、
農用地利用集積計画について1件の計3件です。
2班といたしましては、いずれも許可相当と判断しましたが、皆様のご審議のほどよろしくをお願いいたします。
なお、詳細につきましては班員より報告いたします。
以上で2班の総括報告を終わります。

浅海 議長 ありがとうございます。
浅海 議長 それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を議題といたします。

浅海 議長 会議規則第10条の規定に基づき、11番石井正美委員の退席を求めます。
（石井委員退席）

浅海 議長 事務局に議案の説明をお願いします。
山田主査補 議長
浅海 議長 山田主査補
山田主査補 議案書の3ページをご覧ください。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1で
ございます。
本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を
図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。
申請地は、田1筆、面積317平方メートルです。
営農計画は、年間を通してネギなどの作付けを行います。
譲受人の取得後の経営面積は2ヘクタール以上となり、年間の従事日数
は300日で、専農従事者数は4名です。
また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件につい

ては、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

奥山 委員

議長

浅海 議長

2番、奥山喜和子委員

奥山 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号1を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積317平方メートルの普通畑として管理されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号1について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号1は可決されました。

浅海 議長

11番、石井正美委員の除斥を解きます。

(石井委員着席)

浅海 議長

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を議題といたします。

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補

議長

浅海 議長

山田主査補

山田主査補

同じく、議案書の3ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2で

ございます。本申請は、譲渡人は労働力が不足していることから農業経営の縮小を

図り、譲受人は農業経営の拡大を目的として農地を取得するものです。

申請地は、畑1筆、面積991平方メートルです。

営農計画は、年間を通して梨の栽培を行います。

譲受人の取得後の経営面積は1.6ヘクタール以上となり、年間の従事日数は200日で、専農従事者数は4名です。

また、下限面積及び所有農業用機材並びに全部耕作等の許可要件については、農地台帳等により確認していますので、特に問題はありません。

以上です。

浅海 議長

現地調査の報告を求めます。

石井 委員

議長

浅海 議長

11番、石井正美委員

石井 委員

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、審議番号2を報告いたします。

事務局において、書類審査の後、現地調査を実施しました。

現地は、畑1筆、面積991平方メートルの梨畑として耕作されていました。

申請理由は、事務局説明のとおりであり、また、従事日数等の許可に必要な要件も事務局説明のとおり備えています。

審査会において、譲受人に対し、引き続き農地として適正に耕作するよう伝えました。

書類審査、現地調査及び審査会の結果、問題はないものと思われま

す。皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

審議番号2について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、審議番号2は可決されました。

浅海 議長

続きまして、議案第2号農用地利用集積計画について、を議題といたします。

浅海 議長

会議規則第10条の規定に基づき、濱田光一推進委員の退席を求めます。

(濱田委員退席)

浅海 議長

事務局に議案の説明をお願いします。

山田主査補
浅海 議長
山田主査補

議長

山田主査補

議案書の4ページをご覧ください。

議案第2号農用地利用集積計画について、でございます。

本件は、農用地利用集積計画の内容が本市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合するものであることから、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、鎌ヶ谷市長より令和4年9月21日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められたものです。

計画は、畑2筆、合計面積4,275平方メートルの農地に、新たに賃貸借による5年間の利用権を設定するものです。

また、権利の設定を受ける者は、経営面積、農業従事日数、所有農業機械等の要件を満たしているとともに、所有する農地には遊休農地等はありません。

以上です。

浅海 議長
大野 委員
浅海 議長
大野 委員

現地調査の報告を求めます。

議長

大野辰夫推進委員

議案第2号農用地利用集積計画について報告いたします。

現地は、畑2筆、合計面積4,275平方メートルの普通畑です。

本件は、事務局説明のとおり、新規の農用地利用集積計画で、賃借権の設定を5年間行おうとするものです。

調査の結果、問題はないものと判断いたしますが、皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上で報告を終わります。

浅海 議長

ありがとうございます。

それでは質疑に入ります。

(「なし」との声多数あり)

浅海 議長

なければ、質疑を終了いたします。

浅海 議長

それでは、採決をいたします。

議案第2号について、現地調査班の報告のとおり決定とすることに、ご異議のない方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

浅海 議長

全員賛成により、議案第2号は可決されました。

浅海 議長

濱田光一推進委員の除斥を解きます。

(濱田委員着席)

浅海 議長

以上で、本日の審議案件は終了いたしました。

山田主査補
浅海 議長
山田主査補

続きまして、報告第1号から第3号までを事務局から報告願います。

議長

山田主査補

議案書5ページから7ページまでをご覧ください。

報告第1号農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出について3件、報告第2号農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出について8件の合計11件につきましては、内容及び添付書類等の不備はありませんでしたので、事務局長専決により、受理通知書を交付いたしました。

続きまして、議案書の8ページから10ページまでをご覧ください。

報告第3号引き続き農業経営を行っている旨の証明について3件につきましては、事務局において現地調査を行ったところ、農地として耕作されていまして、会長専決により、証明書を発行いたしました。

以上です。

浅海 議長
浅海 議長

ただいま、報告のあったとおりでございますので、ご了承願います。

以上で、令和4年鎌ヶ谷市農業委員会第10回定例総会を閉会いたします。

皆様ご苦勞様でした。

閉会 午後4時20分

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため次に署名する。

令和 4年11月10日

鎌ヶ谷市農業委員会議長 浅海 博行

鎌ヶ谷市農業委員会委員 時田 将

鎌ヶ谷市農業委員会委員 山田 芳裕